特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ

一定の個人が、次の１の①から⑥に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式（以下「特定新規株式」といいます。）又は令和３年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条の３《復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例》の規定により特定新規中小会社により発行される特定新規株式とみなされる⑦に掲げる復興指定会社により発行される株式(以下「復興株式」といいます。)を払込み（その発行に際してするものに限ります。以下同じです。）により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式又は復興株式（その年 12 月 31 日において有するとされるものに限ります。以下「控除対象特定新規株式」といいます。）の取得に要した金額（800 万円を限度とします。なお、１の④に掲げる株式のうち令和３年３月 31 日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式又は復興株式を払込みにより取得した場合は、1,000 万円を限度とします。）については、寄附金控除を受けることができます。

なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第 37 条の 13《特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例》及び第 37 条の 13 の２《設立特定株式の取得に要した金額の控除等の特例》は適用されません。

１　特定新規中小会社と特定新規株式

特定新規中小会社とは、次の①から⑥の株式会社をいい、特定新規株式とは①から⑥の区分に応じそれぞれ次の株式をいいます。

また、⑦の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。

① 中小企業等経営強化法第６条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が１年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。）・・・その株式会社により発行される株式

② 総合特別区域法第 55 条第１項に規定する指定会社で平成 30 年３月 31 日までに同項の規定による指定を受けたもの・・・その株式会社により発行される株式で、その指定の日から３年を経過する日までに発行されるもの

③ 内国法人のうち設立の日以後５年を経過していない株式会社（中小企業基本法第２条第１項各号に掲げる中小事業者に該当する会社であること等、一定の株式会社に限ります。）・・・その株式会社により発行される株式で、一定の投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約に従って取得されるもの又は一定の第一種少額電子募集取扱業務者が行う電磁募集取扱業務により取得されるもの

④ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第 57 条の２第１項に規定する指定会社で平成 26 年４月１日から令和７年３月 31 日までの間に同項の規定による指定を受けたもの・・・その指定会社により発行される株式

⑤ 国家戦略特別区域法第 27 条の５に規定する株式会社・・・その株式会社により平成 27 年７月 15 日から令和６年３月 31 日までの間に発行されるもの

⑥ 内国法人のうち地域再生法第 16 条に規定する事業を行う株式会社・・・その株式会社により発行される株式で平成 30 年６月１日から令和６年３月 31 日までの間に発行されるもの

なお、同会社のうち、平成 28 年４月１日から平成 30 年５月 31 日までの間に認定地方公共団体の確認を受けた株式会社により、当該確認を受けた日から同日以後３年を経過する日までの間に発行される株式についても対象となります。

⑦ 令和３年改正前の東日本大震災復興特別区域法第 42 条第１項に規定する指定会社（復興特別区域において地域の課題の解決のため一定の事業を行う等の一定の株式会社に限ります。以下「復興指定会社」といいます。）で令和３年３月 31 日までに指定を受けたもの・・・その復興指定会社により発行される株式で、その指定の日から５年を経過する日までに発行されるもの

２　寄附金控除額の計算

控除額の計算に当たっては、まず、「**特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書**」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）により、適用対象額を計算します。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「**特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書**」を作成し、各適用対象額を**裏面**の「**特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書**」（以下「計算明細書」といいます。）の「**２　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細**」欄に記入してください。

具体的な控除額の計算は、**計算明細書**の「**１　寄附金控除額の計算**」欄により行ってください。

３　取得価額等の調整対象額の計算

控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。**計算明細書**の「**１　寄附金控除額の計算**」欄の⑧から⑩で取得費の調整対象額を計算してください。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「**２　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細**」欄の⑫から⑮で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「**株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）**」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）を参照してください。

４　特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①**計算明細書**、②**特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書**及び**③株式の異動明細書**並びに次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

④ １の①から⑥の株式会社又は⑦の復興指定会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書

（注） １の①については都道府県知事が、②、⑥及び⑦については認定地方公共団体の長が、④については沖縄県知事が、⑤については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。

⑤ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書

⑥ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書

⑦ 投資契約書の写し